

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年1月11日(2022.1.11)

【公表番号】特表2018-514570(P2018-514570A)

【公表日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2018-021

【出願番号】特願2017-557074(P2017-557074)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/84	(2006.01)
A 6 1 K	8/41	(2006.01)
A 6 1 K	8/365	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 Q	5/04	(2006.01)
A 6 1 Q	5/06	(2006.01)
A 6 1 Q	5/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/84
A 6 1 K	8/41
A 6 1 K	8/365
A 6 1 K	8/34
A 6 1 Q	5/04
A 6 1 Q	5/06
A 6 1 Q	5/08

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年11月30日(2021.11.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モノエタノールアミンと、

マロン酸、クエン酸から選択される少なくとも1種の酸、又はその塩、

任意選択により場合によっては少なくとも1種の溶媒と、

任意選択により場合によっては少なくとも1種のカチオン性ポリマーと

を含む、ブリーチ処理のときに毛髪を強化及び／又は保護するための毛髪処理用組成物であって、

前記モノエタノールアミンが毛髪処理用組成物の総質量に対して、3質量%から6質量%の範囲の量で存在し、

マロン酸、クエン酸から選択される少なくとも1種の塩又はその塩が、毛髪処理用組成物の総質量に対して0.1質量%から25質量%未満の範囲の量で存在し、

毛髪処理用組成物のpHが2から4の範囲にあり、かつ

毛髪の色味を変更する組成物ではない、毛髪処理用組成物。

【請求項2】

前記少なくとも1種のカチオン性ポリマーが、毛髪処理用組成物の総質量に対して、0.1質量%から30質量%の範囲の量で存在する、請求項1に記載の毛髪処理用組成物。

【請求項3】

前記少なくとも1種のカチオン性ポリマーが、ヘキサジメトリンクロリドから選択される、請求項1又は2に記載の毛髪処理用組成物。

【請求項4】

アミノ酸、塩酸(HCl)、リン酸、炭酸、酢酸、グリコール酸、乳酸、酒石酸、クエン酸、リンゴ酸、グルクロン酸、酸性植物抽出物、及びこれらの有機酸の塩、並びにこれらの混合物からなる群から選択される少なくとも1つの追加の酸をさらに含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の毛髪処理用組成物。

【請求項5】

毛髪を処理するための方法であつて、

請求項1から4のいずれか一項に記載の毛髪処理用組成物を毛髪に適用する工程、及び

酸化性組成物と、

任意選択により場合によつては少なくとも1種の着色剤組成物と
を含む、毛髪をカラーリング又はライトニングするための組成物を毛髪に適用する工程を含み、

前記毛髪処理用組成物が、毛髪をカラーリング又はライトニングするための組成物が毛髪に適用される前に、その後に、又はそれと同時に毛髪に適用される、方法。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0074

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0074】

様々な実施形態によって有用である例示的酸としては、限定されるものではないが、アミノ酸、マロン酸、塩酸(HCl)、リン酸、炭酸、酢酸、グリコール酸、乳酸、酒石酸、クエン酸、リンゴ酸、グルクロン酸、酸性植物抽出物、及びこれらの有機酸の塩、並びにこれらの混合物が挙げられる。